

【HP公開用】

令和 2 年 度

山形地方最低賃金審議会
特定(産業別)最低賃金第1回(合同)専門部会

議 事 録

令和2年9月24日(木)

於 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

1 日 時 令和2年9月24日(木)
13時30分～14時15分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出席者(委員28名)

(公益委員)	(労側委員)	(使側委員)
伊藤 吉明 委員-機・電	蒲原 清天 委員-機	岩田 雅史 委員-機
コーエンズ久美子 委員-機・電・整	佐藤 修一 委員-機	丹 哲人 委員-機・整
阿部 未央 委員-部・整	鈴木 和幸 委員-機	保科 幸夫 委員-機
村山 永 委員-部・整	朝倉 義幸 委員-電	井上 弓子 委員-電
山上 朗 委員-機・電・部	柿崎 隆英 委員-電	太田 宏明 委員-電
	金子 浩 委員-電	山本 和春 委員-電
	木根 渕広樹 委員-部	加藤 祐悦 委員-部
	今田 美津良 委員-部	鈴木 合子 委員-部
	土岐 成紀 委員-部	原田 雅人 委員-部
	小野 英晃 委員-整	佐藤 光芳 委員-整
	柏木 実 委員-整	東海林 誠 委員-整
	高橋 英樹 委員-整	

注) 機：一般機械、電：電気機械、部：自動車部品、整：自動車整備

(事務局)

労働基準部長	中井 正和
賃金室長	阿部 浩志
賃金室長補佐	滝川 純子
賃金指導官	中里 康浩

4 議 事

(1) 専門部会運営規程(案)について

(2) 各専門部会の開催日程の調整について

(3) その他

5 閉 会

令和2年度 山形県特定(産業別)最低賃金第1回(合同)専門部会

【R2. 9. 24 (木)】

賃金室長 　　ただ今から、令和2年度山形地方最低賃金審議会特定最低賃金合同専門部会を開催させていただきます。

　　私は、審議会事務局賃金室長の阿部でございます。本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。部会長及び部会長代理が決定するまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

　　本日ご参集いただきました皆様には、9月14日付をもちまして山形県特定最低賃金の産業別専門部会委員のご就任をお願い申し上げます。各委員の皆様には、大変失礼とは存じますが、お手元のクリアファイルに辞令を入れさせていただいておりますのでご確認いただきたいと思います。委員の任期につきましては、各専門部会の所掌する審議において、異議申出期間の満了後の結審日までとなりますのでよろしくお願い申し上げます。

　　また、皆様のお手元に今年10月3日に効力が発生します山形県最低賃金のリーフレット等、今年の全国地域最賃の改正状況が載っておりますものと、中小企業に対する最低賃金引上げ支援事業のための業務改善助成金のリーフレットを参考に配布させていただいております。

　　さて、特定最低賃金専門部会は、各産業別に開催されるものでございますが、第1回につきましては、部会長及び部会長代理の選出、専門部会運営規程の確認、審議日程等、各部会同一の議題となりますことから、第1回に限り合同での開催とさせていただいております。

　　また、本日の審議会は公開するという事になっておりましたので、傍聴人の申込みの公示を行いましたところ1名の方がお出でいただいております。

　　それではまず、各部会委員の方々をご紹介させていただきます。お手元にお配りしております、資料No.1の1の各産業別専門部会委員名簿と別途配布させていただいております座席表をご覧くださいと思います。

(名簿と座席表により公益、専門部会ごとに労使の順に紹介)

賃金室長 　　なお、本日は委員の皆様がご出席されております。各部会ごとの定足数を満たしておりますので、各専門部会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

　　続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

　　中井労働基準部長、滝川賃金室長補佐、中里賃金指導官、そして私賃金室長の阿部でございます。

　　以上、4名で事務局を務めますのでよろしくお願いいたします。

　　次に、合同専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長の中井からご挨拶

拶を申し上げます。

基準部長

合同部会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ合同専門部会にご出席いただきありがとうございます。また、日頃から労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度の山形県地域別最低賃金につきましては、委員の皆様の審議の結果を受け9月3日に官報公示がなされ、10月3日で3円引上げて793円として効力を発生することとなっております。

一方、本県で設定されております4件の特定最低賃金につきましては、8月25日改正の必要性ありとの最低賃金審議会のご判断をいただき、同日局長から審議会に対し改定諮問を行わせていただき、本日から専門部会でのご審議をお願いすることとなったところでございます。

本日は、第1回目ということで合同専門部会としての開催でございますが、次回以降、各部会ごとのご審議をお願いすることになります。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中恐縮ですが、どうぞよろしく願いいたします。

また、この特定最賃につきましては、平成14年中央最低賃金審議会報告で、関係労使のイニシアティブにより決定されるべきものと位置づけられております。どうか全会一致による結審に向け、委員の皆様のご配慮をお願い申し上げます。簡単ではございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

賃金室長

次に、各専門部会の部会長及び部会長代理の選出についてでございますが、最低賃金法第25条第4項により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員より選出することとされており、これまでは慣例として公益委員の協議により選出いただいております。今年度におきましても、公益委員の協議により選出することについて、委員の皆様ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

賃金室長

ありがとうございます。それでは予め公益委員の皆様に協議していただいておりますので、地方最低賃金審議会の山上会長よりご報告いただきたいと思います。

会長
(審議会会長)

私の方からご報告をさせていただきます。

各専門部会の部会長及び部会長代理につきましては、予め公益委員で協議いたしました。その結果を申し上げます。

ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業の部会につきましては、部会長をコーエンズ委員、部会長代理を私、山上。

次に、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業の部会は、部会長が私、山上、部会長代理を伊藤委員。

自動車・同附属品製造業の部会は、部会長を村山委員、部会長代理を阿部委員。

自動車整備業の部会は、部会長を阿部委員、部会長代理をコーエンズ委員。
以上報告いたします。

賃金室長 皆様よろしいでしょうか。

会 長 資料に間違いがあるようで、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業の部会長代理は伊藤委員と承知しているんですが、資料No.1の1が間違っているということでしょうか。

賃金室長 はい。伊藤委員の間違いです。申し訳ございません。

会 長 資料の訂正をお願いいたします。

賃金室長 資料を訂正してご承認いただいでよろしいでしょうか。

(承認)

賃金室長 それでは、資料No.1の1の案を削除していただきたいと思います。
また、資料の訂正もお願いいたします。

部会長が決定いたしましたので、この後の進行につきましては、各専門部会長を代表して、電子部品の山上部会長にお願いしたいと思います。
山上部会長よろしくをお願いいたします。

山上部会長 各専門部会を代表して進行を務めさせていただきます。
最初に議事録署名委員ですが、労側は柏木委員、使側は丹委員にお願いいたします。

では、最初に事務局から専門部会運営規程について説明をお願いします。

賃金室長 資料No.1の2を見ていただきますと、これは山形地方最低賃金審議会本審の運営規程となっております。続く資料No.1の3が山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程でございます。

この専門部会運営規程は、最低賃金法、最低賃金審議会令及び山形地方最低賃金審議会運営規程に定められている以外の専門部会の運営について定めているものでございます。

第2条は、部会の招集について

第3条は、欠席の場合の通知について

第4条は、部会長の権限について
第5条は、部会の公開について
第6条は、議事録の公開、署名について
第7条は、部会の報告について
第8条は、部会の議決について
第9条は、規程の改廃について
が記載してあるものでございます。

今年度につきましては、改定の必要はないものとして提案させていただきます。

山上部会長 ただ今の説明について、質問等ございませんでしょうか。

(質問なし)

山上部会長 それでは、専門部会運営規程につきましては、事務局案どおりとすることについてよろしいでしょうか。

(異議なし)

山上部会長 ありがとうございます。
次に、その他の配付資料について説明してください。

賃金指導官 (資料No.2-1～2-2について説明)

賃金室長 (資料No.3-1～3-3について説明)

山上部会長 ただ今の説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

佐藤委員 1つ聞きたいことがあるんですけども、この資料に載ってないことですが、今年度のDランクの製造業の賃金上昇率がどのようになっているかお聞きしたいと思います。

賃金室長 県の最低賃金のでしょうか。

佐藤委員 昔4表というものがあったと思うんですが。

賃金室長 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、男女計のもの製造業につきましては、ランク別に申し上げますとAランク1.3、Bランク0.0、Cランク0.7、Dランク1.6、合計0.9となっております。

山上部会長 その資料は今用意できますか。

賃金室長 はい、コピーいたします。

山上部会長 それでは、準備して配布するようにしてください。

山上部会長 他にご質問はございませんでしょうか。

(質問なし)

山上部会長 それでは、資料の方は後ほど配布していただくことにします。
次に、次回以降の各専門部会の審議日程について、審議を行いたいと思います。
事務局から各産業別の審議日程案について、提案をお願いいたします。

賃金室長 審議日程を提案させていただく前に、日程の設定に当たりまして基本的な考え方について説明させていただきます。

従来、この各産業別の審議につきましては、本日の合同部会を含めて3回以内で結審していただくことを審議会の了解事項としてございます。よろしくをお願いいたします。昨年の審議状況を見ますと、4部会とも4回、予備日における審議がございました。本年も大変お忙しい中ではありますが、各産業別の最低賃金につきましては、毎年12月25日に効力発生となるようご審議いただいております。そのためには、資料No.1の5にございますが10月26日までに本審での答申が必要となりますが、今年度は審議会委員の皆様の日程の関係もありまして、26日に本審が予定されています。部会の円滑なご審議で期日までに結審をいただきますよう格段のご協力をお願いいたします。

審議日程の設定に当たりましては、委員の皆様のご都合により全ての回において全委員が揃って開催するということは大変難しく、部会長と労使の代表となる方、さらに、部会の委員の方の最大人数の確保を最優先に考慮して設定させていただきましたので、皆様のご了解をお願い申し上げます。

それでは日程について提案いたします。資料No.1の4をご覧をお願いいたします。

(資料No.1 - 4 説明)

山上部会長 ただ今、資料No.1の4によって事務局案が示された訳ですが、各専門部会の委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

山上部会長 それでは、事務局案どおりの日程を進めてもらうことといたします。事務局から日時、場所等について再度の確認をお願いいたします。

賃金室長 (資料No.1 - 4 で決定された日程と場所等について再度説明)

山上部会長 それでは、皆様よろしくをお願いいたします。なお、次回第2回の部会につきましては、例年通り非公開で行いたいと考えますが、これについてご意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

山上部会長 それでは、その他のことで事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長 報告を1点させていただきます。先の第4回本審におきまして、特定最賃に係る意見聴取については、公示により意見を求めその結果を専門部会において報告する旨申し上げておりました。

そこで、山形労働局長より特定最賃の諮問を行いました後、9月14日までの間、4業種について特定最賃の改正決定に関します関係労働者及び使用者の意見聴取の公示を行いました。意見の提出がなかったことを報告いたします。

山上部会長 これまでのこと、或いはその他のことで各委員の方から、何かございましたらお願いいたします。

(意見等なし)

山上部会長 なければ、私から一言申し上げます。先ほど事務局からも話がありましたが、平成16年1月23日に開催されました山形地方最低賃金審議会全員協議会報告のまとめといたしまして、「産業別最低賃金専門部会の審議回数は、合同専門部会を含め3回以内とし、全会一致で結審するよう努めることとする」というふうになっております。

つきましては、各委員ともお忙しい中での審議とはなりますが、部会においては、十分な議論を重ねていただきまして全会一致で結審されるよう、重ねてお願いいたします。

本日の合同部会は、各委員の皆様のご協力により円滑に進めることができましたことに感謝申し上げます。

最後に事務局からお願いします。

賃金室長 お願いが1点ございます。

特定最賃専門部会の開催につきまして、その日程を先程承認していただきましたので、各専門部会の出欠確認についての文書を今からお配りさせていただきます。各提出期限までにご報告をよろしくお願いいたします。出来れば、この場で書いていただければ有難く存じます。特に、一般機械は明日、自動車整備も来週の月曜日が第2回部会ですので、この場でいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

もう1つですが、部会が終了しました後、労使の打合せの会場をご用意しております。使側はこの大会議室をお使いいただいて、労側は相談室Bをご用意しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

山上部会長

本日最後になりますが何かございますでしょうか。なければ、これで本日の合同専門部会を終了いたします。